

## 仕 様 書

### 1. 番号及び件名

三環総売 第6-01号  
公用車の売却

### 2. 売却物品概要

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| ① 車        | 両 | 普通自動車（自家用貨物）  |
| ② 台        | 数 | 1台  |
| ③ 車        | 種 | トヨタ ランドクルーザー  |
| ④ 型        | 式 | KG-HZJ76V   |
| ⑤ 初年度登録年月日 |   | 平成13年3月   |
| ⑥ 車検満了日    |   | 令和6年4月13日   |
| ⑦ 走行距離     |   | 125,538km（令和6年12月現在）  |
| ⑦ 付 属 品    |   | スノウプラウ（排土板、装着用ウェイト）<br>装備品以外のタイヤ（ホイール付き）4本  |
| ⑧ そ の 他    |   | ・リアリーフスプリング不良のため車検未更新<br>・令和6年4月車検整備依頼時に不良指摘有<br>※主な不良指摘箇所 ラジエーター<br>・ラジオ不良（配線切断済み） |

### 3. 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売却代金が完納した時に移転するものとする。
- (2) 車両の移転登記（車両の所有者及び自賠責保険の名義変更等）や抹消等に係る手続きは買受人に委任することとし、買受人の責任において行うこと。
- (3) 車両の移転登記や抹消等に係る諸経費の一切は買受人が負担すること。
- (4) 車両の移転登記や抹消等完了を証明する書類を提出すること。
- (5) 売却物品の引渡し方法は現状有姿とし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとする。
- (6) 車両の引渡し後、車体左右の組合名を消去し、その写真を提出すること。

### 4. 売却物品の公開

令和7年1月6日（月）から令和7年2月3日（月）

※土曜日、日曜日及び休日を除く。

午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

※売却物品を確認する場合には、事前予約が必要となります。事務局までご連絡ください。

### 5. 引渡場所

三戸地区衛生センター（三戸郡南部町大字相内字屋敷久保121-8）

### 6. 引渡期限

令和7年3月24日（月）

7. 入札参加申込書の受付

令和7年1月6日（月）から令和7年2月3日（月）正午まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く。

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

（令和7年2月3日は午前9時から正午まで）

8. 入札及び開札

令和7年2月19日（水） 午後2時 南部町保健福祉センター ぼたんの里 2階 会議室

※入札に先立ち、入札当日の午後1時00分から午後1時30分まで入札会場にて、関係書類の審査及び提出を済ませなければ入札に参加することはできません。

9. 入札保証金

入札に参加する者は入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。

10. 契約保証金

契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、契約締結の際に契約金額の全額を納付する場合は免除する。（三戸地区環境整備事務組合財務規則第103条第1項第5号により）

11. 契約の締結

落札者は落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。

12. 契約金額の支払

三戸地区環境整備事務組合が発行する納入通知書により、契約締結後14日以内に契約代金を納付してください。

13. その他

（1）一度引渡した物品はいかなる理由があっても返品はできません。

（2）引渡しの際の積込作業や運搬等は買受人が行うものとし、これらに係る一切の費用は買受人の負担とする。

（3）引渡し作業にあたり、三戸地区環境整備事務組合の施設等や第三者に損害を与えた場合は、買受人の責任において復旧・賠償すること。

14. 担当及び所在地

（1）名 称 三戸地区環境整備事務組合 事務局 担当 水梨

（2）場 所 住 所 〒039-0105 三戸郡南部町大字沖田面字千刈 45

電話番号 0179-23-0567

FAX 番号 0179-23-0566

メールアドレス sankan@sannohekankyou.jp